

申込用紙

安芸高田市役所 環境生活課 行  
〔FAX：0826-47-1206〕  
〔TEL：0826-42-1126〕

## 環境もやい☆安芸高田 会員申込書

「環境もやい☆安芸高田」に参加します。

平成 年 月 日

氏名		
住所		
連絡 先	電話	
	FAX	
	メールアドレス	

※会員申込書は環境生活課へ提出してください。提出方法は直接持ち込まれても、郵送でもFAXでもかまいません。

安芸高田市役所環境生活課  
〒731-0592  
安芸高田市吉田町吉田 791 番地  
電話 (0826) 42-1126 FAX (0826) 47-1206

## □ 環境もやい☆安芸高田 規約

### 環境もやい☆安芸高田 規約

平成 24 年 6 月 28 日制定

(名称)

**第 1 条** この会の名称は、環境もやい☆安芸高田とします。

(目的)

**第 2 条** 安芸高田市内において、環境保全のための活動に関心を有している団体や個人が集まり、協働や連携によってより良い安芸高田市の環境を創出していくことを目的とします。

(活動内容)

**第 3 条** 前条の目的を達成するため、次の活動を行います。

(1) 協働活動

参加団体および個人に関する情報の提供と公開

参加団体同士のコミュニケーション

(2) 重点プロジェクトの企画と実施

重点プロジェクトの企画と実施

環境学習におけるリーダー等、地域に貢献できる人材の育成

(3) 環境基本計画推進委員会（仮称）との連携および調整

環境基本計画、環境行動計画の推進への協力

(4) 普及啓発

インターネットなどでの情報公開

活動拠点における情報提供

各種環境イベントの企画と運営

(5) その他

環境保全のために必要な事業への協力

(会員)

**第 4 条** 会員資格は、安芸高田市民及び安芸高田市内において環境保全のための活動に関心を有し、この会の目的に賛同する団体および個人とします。

**2** 会員の登録方法等については、別途定めるものとします。

(役員)

**第5条** この会に次の役員をおきます。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 会計 1名
- (4) 運営委員 30名以内
- (5) 監事 2名以内

**第6条** 役員任期は2年とします。ただし再任は妨げません。

2 欠員によって選出された役員任期は、前任者の残任期間とします。

**第7条** 役員選出は、会員の互選とします。

**第8条** 役員任務は次のとおりとします。

- (1) 会長は、この会の代表者として運営を統括するとともに、総会ならびに運営委員会を招集し議長を務めます。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行します。
- (3) 会計は、この会の会計を行い、資産および会計簿を管理します。
- (4) 運営委員は、運営委員会の構成員として、会務の審議にあたります。
- (5) 監事は、この会の事業及び会計を監査します。

(会議)

**第9条** この会の会議は、総会および運営委員会とします。

**第10条** 総会は、次の事項を審議し、決定します。

- (1) 活動に関する事項
- (2) 予算および決算に関する事項
- (3) 規約の変更
- (4) 役員選出
- (5) その他、この会の運営に関する重要事項

**第11条** 運営委員会は、会長・副会長・会計・運営委員・監事・事務局で構成し、次の事項を審議し、決定します。

- (1) 総会に提出すべき事項

- (2) 事業および予算の執行について必要な事項
- (3) 総会の開催に関する事項
- (4) その他必要な事項

**第12条** 総会・運営委員会は、その開催を事前に告知し、それぞれ総数の過半数の出席をもって成立とします。また、委任状をもって出席に代えることができます。

**第13条** 総会・運営委員会の議決はそれぞれ出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合には議長がこれを決します。

**第14条** 規約の変更は、総会において出席者の3分の2以上の賛同を得なければなりません。

(部会の設置)

**第15条** 運営委員会が必要と認める場合に、部会を設置することができます。

(事務局)

**第16条** この会の事務処理を行うため、事務局を設置します。

2 事務局は、当面の間、安芸高田市市民部環境生活課に置きます。

(会計)

**第17条** この会の会計は、会費およびその他の収入をもってあてます。

(その他)

**第18条** この会の年度は、4月1日より翌年3月31日までとします。

**第19条** この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は別途定めることとします。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、会設立の日から施行します。

(役員任期)

2 設立当初の役員任期は、会設立の日から平成26年3月31日までとします。

(会計年度)

3 設立当初の会計年度は、会設立の日から平成25年3月31日までとします。

(年会費)

4 設立当初(初年度)の年会費は、無料とします。次年度の会費は、総会において別に定めるところによります。

